○経済産業省告示第九十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ガスプラント株式会社	前	ガスプラント株式会社　千葉事業所　千葉県千葉市中央区今井一丁目二十番十六号
	後	ガスプラント株式会社　千葉事業所　千葉県千葉市中央区今井三丁目十一番地八

○経済産業省告示第九十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第五号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
株式会社パステック	大阪府岸和田市南町十一番三十二号	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、香川県、愛媛県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	平成二十四年三月三十一日

○国土交通省告示第四百四十九号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣　前田　武志

「都道府県の知事は、国土交通省所管の補助金等のうち、次の一に掲げる補助金等について、それぞれ次の二に掲げる事務を行う」の下に、「（東日本大震災復興交付金については、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県の知事に限る。）」を加える。

一の1（一般会計）の表の目の欄中、「地域住宅交付金」の次に「東日本大震災復興交付金」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、宇都宮都市計画事業宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　縦覧開始の日　平成二十四年四月十六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　栃木県宇都宮市野高谷町千四番地　独立行政法人都市再生機構栃木開発事務所宇都宮テクノポリスセンター地区現場管理事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第四百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西盤渓川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市中央区盤渓

三五九番一　一号及び二号
三五八番　三号及び四号
三五六番　五号から七号まで
三五四番　八号
三五一番　九号
三〇三番一　十号及び十二号
三五〇番　十一号
三四九番　十三号から十五号まで
三四七番三　十六号及び十七号
三四六番　十八号
三四〇番一　十九号及び二十号
三六三番一　二十一号
三六一番一　二十二号から二十四号まで
三六二番一　二十五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

盤渓峠の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市中央区盤渓

二一二番一　一号及び二十号
二〇五番一　二号から四号まで
二〇七番一　五号から十四号まで
二〇九番一　十五号から十七号まで
二一〇番　十八号及び十九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴の川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

五七七番四　一号から四号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

渚滑元新川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を平成十四年国土交通省告示第千八十六号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道紋別市

落石町五丁目　二二番八　一号
落石町七丁目　二二番七　二十六号
二二番二　二号から八号まで
二二番七　九号から十一号まで
二二番九　十二号
二二番六　十三号及び十四号
二九番一　十五号、十七号及び十八号
二二番八　十六号
一番四　十九号から二十五号まで

○国土交通省告示第四百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

樋ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷